

# 仕様書

## 1. 保険契約基本事項

<1>契約者	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
<2>被保険者	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、ならびに物件の所有者
<3>保険始期	令和2年(2020年)4月1日午前0時から
<4>保険終期	令和3年(2021年)3月31日午後12時まで
<5>支払方法	一括払い
<6>その他	保険料支払猶予の特約を付帯することとする。(保険料の支払については、運営費交付金が契約者の口座に着金後、速やかに支払う。) (その他支払日が上記より遅くなる支払期日の指定は、落札保険会社の特約に従う)

## 2. 財産保険

<1>保険種目 適用約款	企業財産包括保険、企業総合保険等のオールリスク型保険 ※普通保険約款以外の約款を使用することも、本仕様書の条件を満たすことを前提に、これを可とする。
<2>保険の目的	被保険者が所有又は使用する資産台帳記載(10万円以上)の全ての資産と、別紙財産保険明細に記載されている資産とする。  ・建物(建物付属設備を含む。)、屋外工作物 ・物品(機械・装置・器具・工具・什器・備品等) ・書画、骨董、美術品、稿本、設計書、図案、模型、帳簿ただし現金および有価証券は30万円限 ・基礎工事、門、へい、かき、物置、車庫、その他の付属設備及び屋外の付属設備 ・構内専用車両運搬具 ・受託品 ※詳細は、<添付資料 保険情報概要書内 建物一覧>を参照のこと
<3>保険の内容	下記事故による損害についててん補する。  (1) 損害保険金 ・火災、落雷、破裂、爆発によって生じた損害 ・風災、ひょう災、雪災によって生じた損害 ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊によって生じた損害 ・給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水によって生じた損害 ・労働争議、騒擾及び集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって生じた損害 ・盗難に付いて生じた盗取、毀損又は汚損損害 ・車両またはその積載物による衝突によって生じた損害(センター所有・使用の車両を含む) ・台風、暴風雨又は豪雨による洪水等の水害によって生じた損害 ・ガラスの単独損害やいたずら、破壊行為による破壊又は汚損損害 ・電氣的事故によって生じた損害 ・機械的事故によって生じた損害 ・その他不測かつ突発的な事故による損害  (2) 上記事故に伴う費用保険金 ・臨時費用保険金 ※使用する約款の規定にかかわらず、損害保険金の10%に相当する額又は1事故・1構内100万円のいずれか低い額を限度とする。 ・残存物取片付費用保険金 ※使用する約款の規定にかかわらず、すべての事故にかかわる実費を対象とし、損害保険金の10%に相当する額を限度とする。 ・修理付帯費用保険金 ※使用する約款の規定にかかわらず、すべての事故にかかわる実費を対象とし、事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額の30%に相当する額又は5,000万円のいずれか低い額を限度とする。 ・損害防止費用保険金

### 主な免責条項

- (1) 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- (2) テロ行為
- (3) さび、かび、自然の消耗による劣化損害
- (4) 故意もしくは重大な過失又は法令違反
- (5) 戦争・外国の武力行使、革命、清賢奪取、内乱等その他これらに類する事変、暴動

<4> 保険価額	新価基準(再調達価額基準)
<5> 保険金額の合計	[11,449,436千円]
<6> 支払限度額	12億円(一事故につき) ただし、電氣的又は機械的の事故に関しては支払限度額を2億円(一事故及び保険期間につき)とする。
<7> 免責金額	100万円(一事故につき)
<8> 付帯する特約条項	①保険料払込猶予特約条項(国立研究開発法人用) ②代位求償権不行使特約条項 ※当センターの職員、パートタイマー、アルバイト(学生含む)等、契約者の業務に従事する者(臨時雇も含む)に対する求償権は不行使とする。 ③テロ危険等不担保特約条項 ④多構内特殊包括契約特約条項 or 構内特殊包括契約特約条項 ⑤支払限度額・免責金額設定特約条項 ⑥自動担保特約条項 ⑦費用保険金不担保特約条項 ※失火見舞費用、地震火災費用保険金についてのみ不担保とする。
<9> 自動担保	対象保険金額の算出にあたり、評価基準日(平成30年3月末)における保険の目的に該当する建物および動産を対象とし、評価基準日以降保険期間満了までに発生する追加物件は自動担保とする。ただし、50億円を超える増加が発生した場合については、増加事由が発生した月の翌月末までに通知を行うものとする。(追加物件の価額が50億円以内の場合は保険料の精算は行わない。)
<10> その他	保険期間中において、この保険契約に適用する保険条件・保険料率の見直しをしないものとする。
備考	(1) 保険証券に”仕様書のとおり”と明記すること。  (2) 保険仲立人扱いとする